

業務説明書

業務名 令和5年度 リニア中央新幹線調査・検討業務委託

業務番号 第303-委-1号

業務場所 奈良県全域

第一条 業務の目的

リニア中央新幹線は、平成23年5月に整備計画が決定され、その主要な経過地には「奈良市附近」が含まれている。平成26年には品川・名古屋間の工事着手がなされ、令和19年の東京・大阪間全線開業に向けた整備が着々と進められている。その中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」では、品川・名古屋間の早期整備の促進や、全線開業の前倒しを図るために令和5年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手する方針が打ち出されたところである。

本業務では、リニア中央新幹線開業を見据え、「奈良市附近駅」の位置等に関する調査・検討を行う。また、「奈良市附近」駅周辺のまちづくりについて調査・検討を行い、広域にわたる観光・産業への整備効果の波及を視野に入れたまちづくりの基本的な方針を整理する。

第二条 業務内容

1. 計画準備

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成、調査職員に提出するものとする。

2. リニア中央新幹線「奈良市附近駅」の位置等に関する調査・検討

リニア中央新幹線「奈良市附近駅」の位置等に関し、その整備効果を最大限にするとともに、観光・経済面など広範にわたって県内全域に及ぶよう調査・検討を実施する。

リニア「奈良市附近駅」は、過年度と同様の5箇所を対象とする。なお、名古屋・大阪間の環境影響評価の内容等に留意し、検討を進めること。

(1) 産業、観光等の多様な観点から「奈良市附近駅」の整備効果を検討

過年度までの調査結果及び最新の情報を踏まえ、「奈良市附近駅」の各候補箇所について、産業、観光等の多様な観点から、整備後における県内外主要地（大阪・関西国際空港・京都・県内産業地・県内観光地等）との交通結節性、駅周辺の産業集積性、観光客の流入性、これらを踏まえた予想される乗降客数等のポテンシャルについて比較・検討を行う。

(2) 「奈良市附近駅」の整備効果を最大限活かすための整理

(1)の検討結果を基に、「奈良市附近駅」の各候補箇所について、産業、観光等の多様な観点から整備効果を最大限にするための方策について整理を行う。

3. 中間駅周辺まちづくりの検討

(1) 他事例調査

リニア中央新幹線品川駅～名古屋駅間に設置される中間駅に加え、新幹線主要中間駅等の鉄道駅周辺におけるまちづくりの事例について調査し、事例を整理する。事例調査にあたっては、導入機能やその規模及び計画策定からまちづくりに至るプロセス、事業手法等について調査することとし、新幹線主要駅周辺等においては、開発前と開発後（現況）の土地利用状況等の実態把握を行うこととする。また、調査結果を、立地状況、駅へのアクセス整備、核となる導入機能やまちづくりのプロセス等の様々な視点から分類し、表整理した上で、観光・産業へ広域的に整備効果を波及させるための要点や取り組みの手法を分析するものとする。

(2) まちづくり方針の検討

前項(1)で整理した内容から、本県の地理的・経済的特性等を踏まえ、リニア中央新幹線「奈良市附近」駅周辺のまちづくりに導入すべき機能及びその規模やまちづくりの取り組み方針等を検討し、取りまとめる。検討にあたっては、広域にわたる観光・産業への整備効果の波及を視野に入れ、リニア中央新幹線中間駅設置による整備効果の最大化に留意することとする。

4. 打ち合わせ

業務における打ち合わせは、業務着手時、中間時3回、成果品納品時の計5回行うものとし、管理技術者が立ち会うものとする。また、受注者は会議終了後、速やかにその記録を作成し、提出のうえ、調査職員の確認を受けること。

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な、質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

第三条 成果品

本業務は、電子納品対象業務とする。

成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書を納品する。

提出する成果品と数量は次の通りとするが、「要領」で特に記載が無い項目については調査職員と協議の上、決定するものとする。なお、成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、県に帰属するものとする。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

- ・ 報告書（簡易製本）：2部
- ・ 公表用資料：検討結果の公表資料として県ホームページへ掲載すること等を考慮し、分かりやすく簡潔に取りまとめること。A3サイズ、2ページ程度を想定。
- ・ 上記の電子納品データ（CD-R 又はDVD-R）：2部

第四条 管理技術者

本業務の管理技術者は、下記いずれかの資格を有すること。

- 1) 技術士（総合技術監理部門「建設—都市及び地方計画」）
- 2) 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）
- 3) 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当する者（「都市計画及び地方計画部門」）
- 4) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（「都市計画及び地方計画部門」）

第五条 照査技術者

本業務は、照査の対象とする。照査技術者は「第五条 管理技術者」に記載と同じ要件を満たすこと。

第六条 業務上の留意事項

- ・本業務の履行にあたっては、本業務説明書及び特定された技術提案書により作成する特記仕様書によるほか、「土木設計業務共通仕様書（令和2年10月奈良県県マネジメント部）」「土木設計業務等委託必携（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。
- ・業務計画書について、請負者は「土木設計業務等委託必携」に基づき、契約締結後速やかに2部提出するものとする。
- ・業務に用いる諸基準については、最新ものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ・作業の内容及び規模等が設計変更の対象となる可能性が生じた場合には、事前に調査職員と協議するものとする。
- ・業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は発注者に属するものとする。
- ・調査結果として示された数値・数量等については、引用元の許可等について適切に対応し、根拠資料として整理するものとする。
- ・委託契約完了に関わらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者は速やかに対応し、修正を行うものとする。
- ・本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。